

個人情報保護委員会（第75回）議事概要

- 1 日時：平成30年9月28日（金）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、加藤委員、大滝委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

加藤委員から「おおむね必要な措置が講じられているとのことだが、例えば、規程が整備されていない地方公共団体では、その他の安全管理措置も実施できないのではないかと思われる。研修や監査についても少数とはいえず未実施の団体があるので、そういった団体について個別に対応するなどしていく必要がある。安全管理措置を実施する上で課題がある地方公共団体については、安全管理措置セミナーを行うなどして支援していきたい」旨の発言があった。

堀部委員長から「定期的な報告は、特定個人情報の取扱いに関して地方公共団体の実態を把握するための重要な手段である。今回把握した課題について、地方公共団体の意見も聴きながら対応していきたい」旨の発言があった。

（2）議題2：個人情報保護法ガイドラインの改正について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

嶋田委員から「委託と共同利用の範囲をより明確にした適切な修正であると思う。個人情報保護法相談ダイヤルの内容を見ていると、事業者と個人情報提供者の認識の違い等からトラブルに発展したと考えられるケースを多く見かける。ガイドラインにおいて踏み込んで丁寧に範囲を示し明確化することにより、更に分かりやすくなり、トラブルの軽減等につながる」旨の発言があった。

熊澤委員から「保有個人データの開示について、開示請求権は個人情報保護法の基本的ルールの一つであり、大変重要であるにもかかわらず、例外規定の拡大解釈により不適切な対応が見られるのは大変残念である。今回の改正により、円滑な開示手続の促進や、事業者における積極的な対応に期待したい。データのデジタル化により、紙ベースでの開示に比べて対応の難しさがあるのは事実であるが、事業者には、データ開示の重要性を認識して適

切に対応していただき、ひいては自らの信頼性向上につなげてもらいたい。開示請求権は、改正法で明確化されたところであり、委員会としても、引き続き実態をよく見ていくことが大変重要である」旨の発言があった。

堀部委員長から「今回の改正は、改正法全面施行後初の内容修正を伴う改正であり、相談事例等を踏まえて内容をより分かりやすくするものである。原案についてパブリックコメントを実施し、提出された意見を踏まえ、適切に対応したい」旨の発言があり、原案の内容によりパブリックコメントに付すことについて了承された。

以上